しまね社会貢献基金サポーター企業登録取扱要領

(趣旨)

第１条　この要領は、しまね社会貢献基金サポーター企業（以下、「サポーター企業」という）登録の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要領において、サポーター企業登録の対象となる企業等とは、しまね社会貢献基金に寄附をした企業等、または売り上げの一部をしまね社会貢献基金に寄附することを前提とした商品を販売する企業等をいう。

（登録手続き等）

第３条　サポーター企業の登録を受けようとする企業等は、「しまね社会貢献基金サポーター企業登録承認申請書」（様式１）を島根県知事に提出しなければならない。

２　島根県知事は、前項の申請を受け、内容を審査の上適当と認めた場合は、「しまね社会貢献基金サポーター企業登録（変更）承認書」（様式２）を交付する。

３　サポーター企業登録承認期間の終期は、原則として承認の日の翌年の１２月３１日とする。

４　承認を受けた企業等が、登録承認期間中にしまね社会貢献基金に寄附等をした場合には、登録承認期間を、寄附等をした年の翌々年の１２月３１日に更新する。

（ロゴマーク使用の範囲）

第４条　サポーター企業には、別添のしまね社会貢献基金サポーター企業ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用を承認する。

ロゴマークの使用範囲は、以下の場合とする。

(1)　企業等のホームページ、チラシ等への掲載

(2)　売上の一部をしまね社会貢献基金に寄附することを前提に販売する商品

(3)　その他、島根県知事が適当と認めた場合

（サポーター企業登録の取消）

第５条　島根県知事は、サポーター企業登録に関し、次の項目に該当すると認めるときは、サポーター企業の登録を取り消すことができる。

(1)　しまね社会貢献基金の信用又は品位を害する場合

(2)　特定の政治活動や宗教活動に関する場合

(3)　法令や公序良俗に反する場合

(4)　登録承認期間中に、しまね社会貢献基金への寄附がない場合、または売り上げの一部をしまね社会貢献基金に寄附することを前提とした商品の販売を行わない場合

(5)　その他、島根県知事が適当でないと判断した場合

２　島根県知事は、前項に規定する項目に該当することを確認したときは、「しまね社会貢献基金サポーター企業登録取消書」（様式３）により通知する。

（使用料）

第６条　ロゴマークの使用料については、無料とする。

（県の支援）
第７条　島根県知事は、サポーター企業に対し、次の支援を行う。
⑴ 島根県のホームページ等においてサポーター企業名及びその取組内容などを紹介する。
⑵ その他、様々な広報の機会を捉え、PRに努める。

（申請内容の変更）
第８条　申請内容に変更のあった場合は、「しまね社会貢献基金サポーター企業登録変更承認申請書」（様式４）を提出するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第９条　サポーター企業は、申請によって得た権利又は義務を第三者に貸与、譲渡、承継することはできない。

（損害賠償）
第１０条　サポーター企業がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合であっても、島根県は責任を負わない。

（補則）
第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（附　則）
この要領は、平成２４年１１月１日から施行する。

（附　則）
この要領は、令和２年１月１日から施行する。

（附則）
この要領は、令和４年８月１５日から施行する。

様式１

しまね社会貢献基金サポーター企業登録承認申請書

令和　　年　　月　　日

島　根　県　知　事　　様

申請者　住　所
名　称
代表者氏名

しまね社会貢献基金サポーター企業登録を行いたいので、しまね社会貢献基金サポーター企業登録取扱要領第3条に基づき、次のとおり申請します。

承認申請期間	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
ロゴマークを使用する場合の主な使用目的及び形態	
寄附金額	金額　　円 （　□確定　　□見込　）※いずれかに☑をしてください。
寄附金払込日	令和　　年　　月　　日 （　□払込済　　□予定）※いずれかに☑してください。
企業等ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	
担当者	氏　名 連絡先 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

＜添付書類＞

・ロゴマークを使用するホームページ、チラシ等
・その他

（記入例）

様式１

しまね社会貢献基金サポーター企業登録承認申請書

令和　２年　２月　１日

島　根　県　知　事　　様

申請者　住　所　　島根県松江市殿町１
名　称　　株式会社○○○
代表者氏名　　○○　○○

しまね社会貢献基金サポーター企業登録を行いたいので、しまね社会貢献基金サポーター企業登録取扱要領第３条に基づき、次のとおり申請します。

使用申請期間	令和　２年１０月１日～令和　３年１２月３１日
ロゴマークを使用する場合の主な使用目的及び形態	＜目的＞ しまね社会貢献基金サポーター企業であることをPRするため ＜形態＞ ・会社ホームページに表示（画像掲載） （HPアドレスhttps://www.shimane-ikiiki.jp/） ・会社求人パンフレットに表示（印刷）
寄附金額	金額　　５０，０００　　円 （　☑確定　　□見込　）※いずれかに☑をしてください。
寄附金払込日	令和　２年　２月　１日 （　☑払込済　　□予定）※いずれかに☑してください。
企業等ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	https://www.shimane-ikiiki.jp/
担当者	氏　名　島根太郎 連絡先　電話0852-22-6099 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ npo@pref.shimane.lg.jp

＜添付書類＞

・ロゴマークを使用するホームページ、チラシ等
・その他

しまね社会貢献基金サポーター企業登録承認申請書作成上の注意

■申請書の記入について

1）必要事項を記入し、記名の上、郵送により申請してください。

＜寄附をした場合の承認期間の終期について＞

例1）R4.7に寄附した場合

例2）R4.7に寄附、さらにR4.9に寄附した場合（登録承認期間中に寄附）

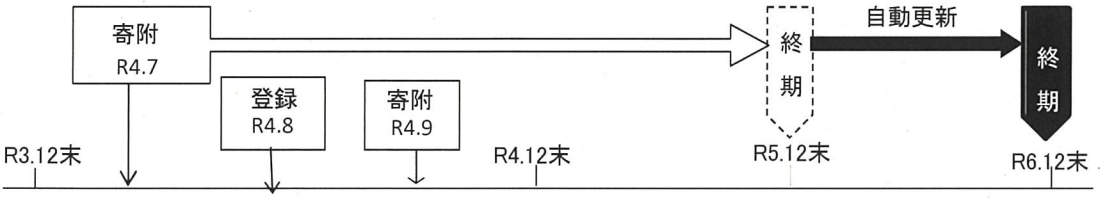

例3）R4.7に寄附、さらにR5.9に寄附した場合（登録承認期間中に寄附）

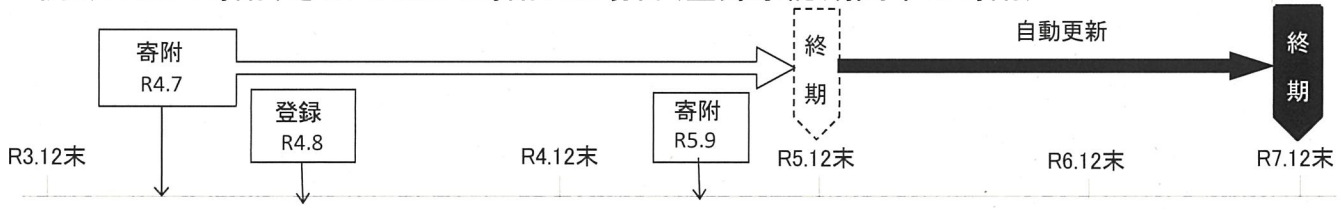

2）主な使用目的及び形態について

（目的）「PRのため」、「商品に貼付するため」など、目的を記入してください。
（形態）ロゴマークを使用する場合、ロゴマークを表示する場所、物、方法等を記載してください。

※1　ロゴマーク画像は、島根県より提供させていただきます。

4）寄附金額について、既に寄附をされた場合にはその金額を、寄附を前提とした商品販売を行う場合は、見込額を記入してください。

5）寄附金払込日について、既に寄附をされた場合にはその期日を、寄附を前提とした商品販売を行う場合は、見込みの期日を記入してください。

6）企業ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽは承認後に、県のホームページからリンクを貼らせていただきます。

7）担当者の連絡先は、申請書の記載内容や寄附の意向などを確認する場合に利用させていただきます。

8）その他、必要に応じて参考となる資料を添付してください。

様式2

環総第　　号

令和　　年　　月　　日

しまね社会貢献基金サポーター企業登録（変更）承認書

（申請企業名）　様

島　根　県　知　事

令和　　年　　月　　日付で申請のあったしまね社会貢献基金サポーター企業の登録については、下記のとおり承認します。

記

1．登録期間：令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

2．ロゴマーク使用対象等

様式３

環総第　　号

令和　　年　　月　　日

しまね社会貢献基金サポーター企業登録取消書

（申請企業名）　様

島　根　県　知　事

令和　　年　　月　　日付け環総第　　号で承認した、しまね社会貢献基金サポーター企業の登録については、下記のとおり取消します。

記

1．取 消 日：令和　　年　　月　　日

2．取消理由：※要領第５条第１項の規定に該当する項目を記入

3．そ の 他：企業ホームページ・寄附付き商品等に「しまね社会貢献基金サポーター企業ロゴマーク」を使用している場合は、中止してください。

様式４

しまね社会貢献基金サポーター企業登録変更承認申請書

令和　　年　　月　　日

島　根　県　知　事　　様

申請者　住　所
名　称
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け環総第　　号で承認のあった、しまね社会貢献基金サポーター企業登録について、内容を変更したいので、しまね社会貢献基金サポーター企業登録取扱要領第８条に基づき、次のとおり申請します。

変更内容	
担当者	氏　名 連絡先 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

※必要に応じて資料を添付してください

別添